

令和３年度農村コミュニティ再構築支援業務 募集要領

1 事業の趣旨・目的

住民生活への影響を極力抑えつつ、既存の地域共同活動の省力化を図り、広域での小規模多機能自治組織づくりにつなげるなど、ワークショップ等の手法を用いた住民合意形成を支援し、「人口減少に対応できる農村コミュニティづくり」のモデルを構築する。

なお、本事業は「令和３年度京都府当初予算の成立」を前提に実施される停止条件付き事業です。そのため、本予算が京都府議会の議決を得ない場合、提案を公募したことに留まり、いかなる効力も発生しません。

2 業務概要

- (１) 業務名 令和３年度農村コミュニティ再構築支援業務
- (２) 業務内容 別紙１「企画提案仕様書」のとおり
- (３) 契約期間 契約締結日から令和４年３月３１日まで
- (４) 委託上限額 ５，１５３，５００円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしている法人又は団体であること。

- (１) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。
- (２) 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく再生手続開始の申立てをした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (３) 京都府税、消費税又は地方消費税の滞納をしている者でないこと。
- (４) 企画提案募集に係る公告の日から企画提案の特定の日までの期間に、京都府の指名競争入札において指名停止措置を受けていないこと。
- (５) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者に該当しないこと。

ア 法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて企画提案に参加しようとする者
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者に該当しないこと。

4 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府農林水産部農村振興課
電話 075-414-4907
メールアドレス noson@pref.kyoto.lg.jp

(2) 募集要領等の配布

ア 配布期間：令和3年2月8日（月）から令和3年3月10日（水）
土日祝除く平日の午前9時から午後5時まで

イ 配布場所及び受付場所

上記（1）の担当部署で配布するほか、京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」(<https://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>) からダウンロードできる。

なお、企画提案仕様書3（1）オに記載する参考資料については、参考資料申請書（第1－1号様式）を作成し、上記（1）の担当部署あて電子メールで配布申請すること。

(3) 応募書類の提出期限、提出場所及び提出方法

ア 提出期限：令和3年3月10日（水）午後5時

※ 提出期限後に到着した応募書類は無効とする。

イ 提出場所：（1）に同じ

ウ 提出方法：電子メール（全てPDF形式とする。）、郵送（書留郵便に限る。）又は持参（土日祝除く平日の午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで）

5 事前説明会

(1) 開催日時 令和3年2月16日（火）午後2時から午後3時

(2) 開催場所 オンライン（Zoom）

(3) 申込方法 事前説明会に参加を希望する者は、令和3年2月15日（月）午後4時までに参加申込書（第1－2号様式）を作成し、4（1）に電子メールで提出すること。

6 質疑・回答

- (1) 受付期間：公募開始日から令和3年2月17日（水）午後5時まで（必着）
- (2) 質疑方法：電子メールにより4（1）に提出すること。
- (3) 質疑様式等：様式は自由とするが、次の点に留意して記載すること。
 - ア 件名は「農村コミュニティ再構築支援業務に関する質問」とすること。
 - イ 質問者の会社名、部署名、役職・氏名、電話番号及び電子メールアドレスを記載すること。
 - ウ 質問内容を端的に表す表題を本文に記載すること。
- (4) 回答日時：令和3年2月24日（水）（予定）
- (5) 回答方法：質問の回答は京都府ホームページ「入札・プロポーザル情報」
(<https://www.pref.kyoto.jp/shinchaku/nyusatsu/index.html>) に掲示し、個別には回答しない。

7 応募書類

(1) 提出書類

- ア 参加表明書（第1号様式）
 - イ 共同提案を行う場合、グループ構成員表（第1－3号様式）
 - ウ 企画提案書（任意様式。印刷して提出する場合、正本1部、写し2部）
 - エ 価格提案書（経費見積書。任意様式）
 - オ 京都府税の滞納がないことの証明（第2号様式）
 - カ 消費税及び地方消費税の納税証明
 - ※ オ及びカについては、発行日から3箇月以内のもの。コピー可
 - キ 会社概要（既存のもので可。本業務と同種又は類似の業務実績があれば添付）
 - ク 提案事業者が法人の場合は、以下の書類を添付のこと
 - （ア）法人登記簿謄本（1部）※発行日から3箇月以内のもの。コピー可。
 - （イ）法人定款
 - ケ 提案事業者が任意団体の場合は、以下の書類を添付のこと。
 - （ア）団体の規約
 - （イ）役員一覧
- ※ オ、カ及びクについては、京都府競争入札参加資格名簿登載事業者の場合は、提出不要であるが「京都府競争入札参加資格審査結果通知」のコピーを提出のこと。
- ※ ウのみ3部提出、それ以外は1部提出すること。ただし、電子メールによる提出の場合はウの写しの提出不要
- ※ 電子メールによる提出の場合、原則として翌営業日中に着信メールを返信します。
もし、翌営業日中の返信が無い場合は、未着の可能性があるので、念のため確認の電話をお願いします。

(2) 企画提案書の作成方法

別紙2「令和3年度農村コミュニティ再構築支援業務」企画提案書作成要領のとおり
なお、真に必要な場合を除き、個人の情報や、これらを類推できるような事項を記載しないこと。

(3) 提出された応募書類の取扱い

ア 提出された企画提案書は、本プロポーザル手続きにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。ただし、公文書公開請求があった場合は、京都府情報公開条例（平成13年京都府条例第1号）に基づき取り扱うこととする。

イ 提出のあった企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行うことがある。

ウ 提出された応募書類は返却しない。

エ 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。

オ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果、生じた責任は提案者が負う。

8 評価方法等

(1) 評価基準

別紙3「令和3年度農村コミュニティ再構築支援業務事業者選定に係る企画提案評価基準」のとおり

(2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び価格提案書について、プレゼンテーション及びヒアリングを令和3年3月19日（金）にオンライン上（Zoom）で実施することとし、時間及び会場（URL）については別途通知する。

(3) 評価方法

企画提案書、価格提案書、プレゼンテーション及びヒアリング内容について、評価基準に基づいて外部有識者の意見（採点等）を聴取した上で評価する。

(4) 候補者の選定方法

ア 失格者を除いた者の内、(3)の総合点が最も高い者を、契約の相手方の候補者として選定する。

イ 最高点の者が複数の場合は、価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。なお、金額も同額の場合については、当該者は、当初提案の金額の範囲内で価格提案書を再作成し、再提出された価格提案書の金額が最も安価な者を契約の相手方の候補者として選定する。

ウ ア、イにかかわらず、総合点が60点未満の場合は候補者として選定しない。

(5) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

- イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 価格提案書の金額が2（4）の委託上限額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係る外部有識者に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

9 選定結果の通知・公表

候補者選定後、参加者全員に選定又は非選定の結果を通知する。また、選定結果通知日翌営業日に、下記項目において京都府公募型プロポーザル案件情報ホームページにおいて公表するとともに、担当課において閲覧に供するものとする。

【公表事項】

- (1) 候補者の名称、総合点及び選定理由
- (2) (1) 以外の参加者の名称及び総合点
 - ※ (1) 以外の参加者の名称は五十音順、総合点は点数順で表記する。
 - ※ 参加者が2 者の場合、次点者の得点は公表しない。
- (3) 外部有識者の所属及び役職名並びに氏名

10 契約手続

- (1) 契約交渉の相手方に選定された候補者と京都府との間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、委託契約を締結する。
- (2) 受託者は契約金額の100 分の10 の額の契約保証金を契約と同時に納付しなければならない。ただし、京都府会計規則（昭和52 年規則第6 号）第159 条第2 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- (3) 契約代金の支払いについては、原則として精算払いとする。ただし、受託者からの請求により、その必要があると認められるときは、前金払いができるものとする。
- (4) 選定された候補者が、特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を候補者とする。

11 その他

- (1) 参加表明書の提出後に辞退する場合は、書面により届け出るものとする。
- (2) 企画提案書及び価格提案書については、1 者につき1 提案に限る。
- (3) 参加表明書を提出した後、企画提案書及び価格提案書の差替、訂正、再提出をすることはできない。ただし、府から指示があった場合を除く。
- (4) 参加表明書を提出した後、府が必要と認める場合は、追加書類の提出を求めることがある。
- (5) 提出書類の作成、提出、ヒアリング、プレゼンテーション等に要する経費は、提案者の負担とする。

- (6) 書類などの作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (7) 参加者が1者の場合は、本プロポーザル手続きを中止することがある。
- (8) 本募集要領に定めのない事項については、京都府農村振興課と協議の上、決定するものとする。